

群馬県手話施策実施計画の改訂について

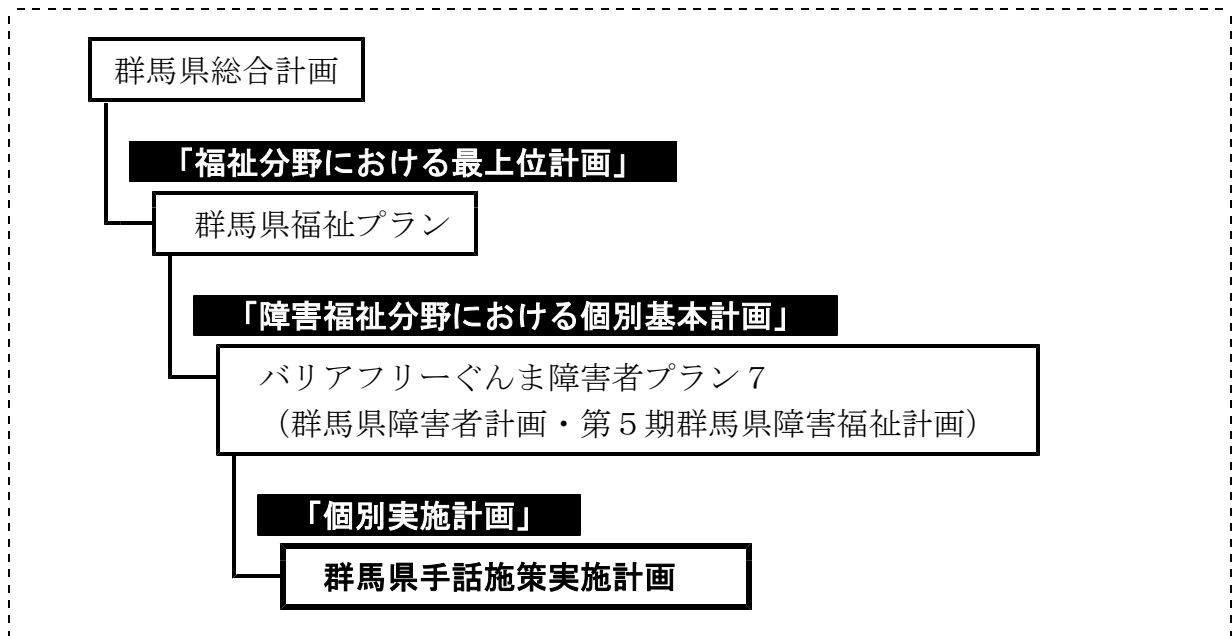
平成 3 1 年 1 月 1 1 日

群馬県健康福祉部障害政策課

1 計画の位置付け

群馬県手話施策実施計画（以下「実施計画」）は、群馬県手話言語条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に関して定められた実施計画であり、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン7」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画に位置付けられているもの。

計画期間は平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までとなっている。



2 実施計画の改訂について

(1) 改訂の必要性

実施計画は平成 3 1 年度が終了年度となるが、引き続き手話施策を推進していくため、平成 3 2 年度以降の次期計画策定に向けて検討を行う必要。

検討作業については、現行計画策定時と同様、関係団体の代表者や有識者により構成される群馬県手話施策推進協議会において、委員の意見を踏まえて行うべきもの。

(2) 検討スケジュール (案)

時期	予定
H31.6月中旬	第1回協議会 【想定】計画進捗状況、改訂方法及び骨子案提示、意見様式提示（持帰り検討）
H31.9月	第2回協議会 【想定】素案提示、各委員意見の検討
H31.10月 ～11月	パブリックコメントの実施
H32.1月	第3回協議会 【想定】計画案の決定
H32.3月	第2期群馬県手話施策実施計画施行

3 委員への依頼事項

上記検討スケジュールについて想定していただくとともに、委員改選があった場合には後任委員にも情報を引き継いでいただきたい。

また、所属団体としての意見取りまとめをお願いしたい。

(参考) 現行計画策定までの流れ

平27. 4. 1	群馬県手話言語条例施行
10. 15	群馬県手話施策推進協議会設置
12. 18	第1回手話施策推進協議会（計画の構成について検討）
平28. 3. 29	第2回 " （計画の骨子について検討）
5. 23	第3回 " （計画の素案について検討）
7. 15	第4回 " （計画案について検討）
8. 1	計画案に関するパブリックコメントの実施
9. 16	第5回手話施策推進協議会（計画案について検討（最終協議））
10. 20	群馬県手話施策実施計画策定